

令和
7
年度版

退職後の事業のご案内

教職員互助会は退職後の生活も支援します

～退職される皆様へ～

このたび、永年にわたり本道教育発展のためにご尽力くださり退職される皆様に心から敬意を表しますとともに、今日まで本会の現職会員として事業にご理解、ご協力をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

長寿化する社会においては、退職後の人生を、心身ともに豊かに過ごすための生活設計が重要となります。

教職員互助会は、設立以来、現職者と退職者の一貫した福祉を図ることを運営の基調に事業を実施しております。特別会員制度は、退職者の豊かな生活を支えるための事業を行っております。

特別会員制度とは

教職員互助会の特別会員制度は、退職後の生活をサポートすることを目的とした、会員の皆様の相互扶助による福利厚生制度です。

この制度では、退職後の不安要因といわれている「健康への不安」や「孤独への不安」を解消するための事業を展開しており、退職後の生活をより楽しく健やかに過ごしていただくための「生きがい事業」や、医療費の自己負担を軽減する「医療費給付事業」を行っております。

退職後の生活をより充実させるために、ぜひ特別会員制度をご活用ください。

生きがい事業のおすすめポイント

特別会員支部活動

退職後も人とのコミュニケーションは大切
→退職後の居場所作り。同じ職業の気心の知れた仲間とのふれあい。
退職後1、2年は周りからのお誘いがあったがいつの間にか声がかからなくなり、寂しいという人も…。

指定宿泊施設利用補助

特別会員及び認定配偶者は、年度間3泊のご利用ができます。

団体保険

退職時に加入のマイプラン21等を退職後も継続できます。

団体扱自動車保険

現在、給与から控除されている損害保険会社の自動車保険料は、団体扱いと大口の割引を受けた額です。

「年一括払」または「長期年払」となりますが、現職会員と同率の割引が受けられます。個人扱いで支払う年払いよりもお得です。

I 特別会員のための事業

《注意》生きがい事業及び医療費給付事業は、見直しにより給付額など事業内容が変更になることがあります。

変更になる場合は、広報誌「かわら版」等で事前にお知らせいたします。

◆ 生きがい事業

生きがい事業拠出金1人8万円の負担が必要です。

退職後の生活をより楽しく健やかに過ごしていただくために、特別会員及び認定配偶者の方（以下このページでは「会員等」といいます。認定配偶者とは、本会の事業の対象として認定を受けた配偶者をいいます。）を対象に次の事業を行っています。

1 特別会員支部活動補助

会員等相互の交流・親睦を推進し生きがい意識の高揚を図るため、一定の地域において自主的に組織された団体を特別会員支部といいます。（組織されていない地域もあります。）

各支部が自主的に行う福利厚生事業の活動経費を予算の範囲内で補助します。

加入時に特に申し出がなければ、加入と同時に別に定める居住地域の特別会員支部に所属することになります。

2 健康推進

- 会員等を対象にレクリエーションを実施します。（健康推進事業参加補助）
チャレンジ！アウトドア（道内会場）、チャレンジ！スキー、チャレンジ！ウォーク
- スポーツ観戦、芸術鑑賞等のチケットを割引斡旋
- 全教互会員証割引事業
- 郵送健診の斡旋

この検査は、ご自宅で簡単に受診できますので、日々の生活習慣も合わせてチェックし、検査結果に予防のための生活改善アドバイスを加えてお届けいたします。

令和7年度から、大腸がん検査に加え新しく5つ検査項目を追加いたしました。

郵 送 健 診 の 斡 旋

①大腸がん検査
(便潜血反応検査：2日法)

②前立腺がん検査 (PSA)
※男性のみ

③ピロリ菌抗体検査
(胃がんリスク検査)

④ペプシノゲン検査
(胃がんリスク検査)

**⑤胃がんリスク
層別化検査**
(③と④のセット項目)

⑥歯周病リスク検査
(ペリチェック)

対象者：特別会員とその同居のご家族
検査機関：一般財団法人日本健康増進財団
実施期間：7月～12月

3 指定宿泊施設利用補助

会員等が指定宿泊施設を利用したとき、それぞれ1人1泊につき2,000円を年度間（4月から翌年3月まで）1人3泊を限度に補助します。



4 弔慰金

会員等が死亡したとき、請求により遺族に5,000円を給付します。
（請求期限は、事実発生日から3年以内）

5 相談事業

会員等やそのご家族がお気軽に相談していただける相談事業を行っています。相談料無料で、秘密厳守です。不安になったとき、わからないとき、ご相談ください。

◆ 特別会員相談 ◆

《特別会員事業全般についての相談》

教職員互助会 福祉相談室

〒060-8560

札幌市中央区北1条西6丁目2番地

損保ジャパン札幌ビル5階

TEL 011-271-5229（直通）

月曜日～金曜日9時～17時

（休日及び12月29日～1月3日を除く）

◆ 健康相談 ◆

《気になる症状や治療に関する事など
会員等とその家族を対象とした相談》

ティーペック株式会社

フリーダイヤル

TEL 0120-034-828

（通話料無料 年中無休 24時間体制）

6 広報誌（かわら版）

特別会員広報誌「かわら版」を発行します。各事業の大切なお知らせを掲載します。

7 団体保険等

特別会員制度に加入することで、次の団体保険等に継続して加入することや新たに加入することができます。

① 団体保険（団体保険にご加入の方は、パンフレットをご参照ください。）

☞特別会員へ加入された方は、手続きにより退職後もマイプラン21等の保険を継続することができます。

◇「マイプラン21」⇒79歳まで継続可

◇「医療費支援制度（先進医療型）」⇒79歳まで継続可

◇「医療保険」「入院充実保障保険」「新・重病克服支援制度」⇒69歳まで継続可

■団体保険に関するお問い合わせ先

団体保険グループ TEL 011-271-2465（直通）

② 団体傷害保険

☞退職者「団体傷害保険」制度を実施しています。

手続きにより次の保険を継続または加入することができます。

◇基本補償の「団体傷害（ケガの補償）」に加えて、
「疾病特約（病気の補償）」、
「がん特約（がんの補償）」の特約を追加することができます。

◇特約（疾病特約、がん特約）には、オプションで「先進医療補償」も追加することができます。

■取扱代理店

株式会社北海道教育互助センター
TEL 011-281-0037



③ 団体扱自動車保険

☞退職者団体扱自動車保険の取扱いをしています。

◇特別会員番号の申出により現職時と同様の割引を受けることができます。
（「年一括払」または「長期年払」のご契約にかぎります。）

◇割引率（2025年1月1日～12月31日適用）

年一括払>5%割引

さらに大口団体割引* >10.0%割引

*大口団体割引率は、団体の契約台数と損害率に基づき、毎年1月1日に見直されます。

■引受保険会社

- ・共栄火災海上保険(株)・三井住友海上火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・東京海上日動火災保険(株)・日新火災海上保険(株)・損害保険ジャパン(株)
- ・AIG損害保険(株)

■取扱代理店

株式会社北海道教育互助センター
TEL 011-281-0037



○ 団体保険（マイプラン21等）の継続、団体傷害保険の継続・加入、団体扱自動車保険の取扱いは、会員お一人のみの生きがい事業の加入でできます。

選 択 制

生きがい事業拠出金 1人8万円に加え、医療費給付事業拠出金 1人24万円の負担が必要です。

◆ 医療費給付事業

医療費の自己負担を軽減するため、互助会では「医療費給付事業」を実施しています。

1 対象者

医療費給付事業を選択した特別会員及び認定配偶者（以下このページでは「療養者」といいます。）

2 給付の内容

健康保険制度によって定められた保険診療の自己負担額に対して、請求に基づき医療費給付金を給付します。



3 給付額

療養者ごとに、1か月間に支払った自己負担額の合計額（請求上限額15,000円～25,000円※下表参照）から10,000円を控除した額の6割（100円未満は切捨て）を給付します。ただし、療養者ごとの同一年度（4月～翌年3月）受診分の給付総額は40,000円～80,000円（※下表参照）が限度となり、限度額に達するとその年度の給付は終了します。給付対象となる受診（外来・入院）は、退職日の翌日から180月（15年）に達した月の月末までです。（ただし、加入期間内に限る。）

※ 医療費給付額表

年齢（受診した年度の4月1日における療養者の年齢）	1か月間の自己負担額（請求上限額）	同一年度受診分給付総額（限度額）
69歳以下	25,000円	80,000円
70歳～74歳	25,000円	60,000円
75歳以上	（ただし、外来は15,000円限度）	40,000円

69歳以下の療養者の給付例

病院への支払い			互助会の医療費給付金（100円未満切捨て）
例 1	〇〇内科医院	（外来） 6,700円	$(21,450円 - 10,000円) \times 0.6 = 6,800円$
	△△調剤薬局	（外来） 5,850円	
	□□外科病院	（入院） 8,900円	
	外来入院合計	21,450円	
例 2	支払額の合計が25,000円を超える場合		外来と入院を合計した請求上限額は25,000円 $(25,000円 - 10,000円) \times 0.6 = 9,000円$

70歳以上の療養者の給付例

病院への支払い			互助会の医療費給付金（100円未満切捨て）
例 3	〇〇内科医院	（外来） 6,700円	70歳以上の外来の請求上限額は15,000円 $(15,000円 - 10,000円) \times 0.6 = 3,000円$
	△△調剤薬局	（外来） 5,850円	
	□□外科病院	（外来） 5,450円	
	外 来 計	18,000円	

4 給付の対象とならないもの

次に掲げるものは、医療費給付の対象となりません。

- ◆ 保険外の診療代 ◆ 入院時の食事療養費 ◆ 健康診断料（人間ドック、脳ドックを含む）
 - ◆ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧等の治療費（医療保険の適用となっても対象にはなりません。）
 - ◆ 大病院で紹介状を持たずに外来受診する時の「特別の料金」
 - ◆ インフルエンザ等の予防接種料 ◆ 病衣代 ◆ 容器代 ◆ 歯ブラシ代 ◆ 差額ベッド料
 - ◆ 診断書料 ◆ 文書証明手数料 ◆ その他医療保険の対象とならないもの
- ◎ 介護保険制度による介護サービス（医療保険とは異なる制度のため、医療費給付の対象にはなりません。）

5 請求手続

「医療費給付金請求書（別記様式1）」に記入し、医療機関発行の領収書（コピー可）を添付のうえ、ご請求ください。請求期限は、事実発生（療養年月）から3年です。

Ⅱ 特別会員になるには

1 加入資格

退職時40歳以上の現職会員とその配偶者（年齢、現職会員の被扶養者かどうかは問いません。ただし、現職会員を除く。）

加入を希望する配偶者は「認定配偶者」として登録します。退職時の配偶者は現職会員と同時でなければ加入できません。

2 加入期間

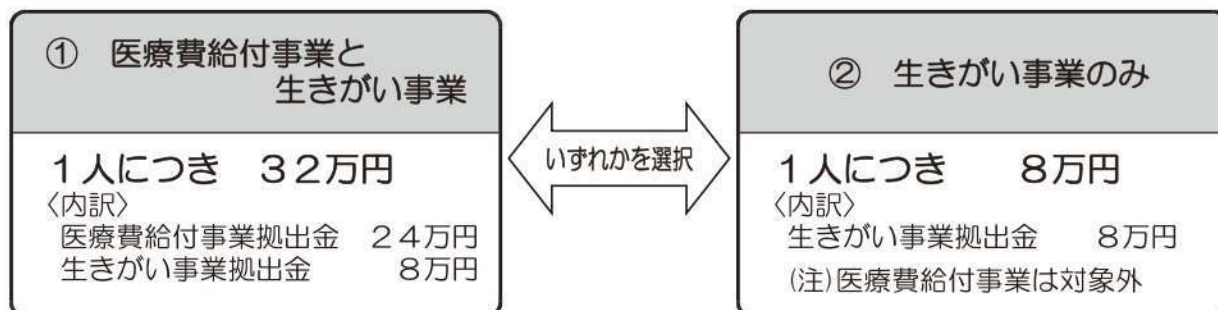
特別会員は、退職日の翌日から180月（15年）に達した月の末日（以下、この末日を「退会予定日」といいます。）まで。退会予定日に自動退会し、その翌日に資格を喪失します。ただし、死亡したときは死亡日が退会日となります。

認定配偶者は、特別会員の退会予定日に自動退会となります（特別会員が死亡後も継続可。）。ただし、認定配偶者が死亡したときは死亡日が退会日となります。また、離婚したとき、特別会員が死亡後認定配偶者が再婚したとき、認定配偶者自身が現職会員になったときは退会となります。

3 対象事業の選択と加入に必要な費用（加入時のみの拠出金※）

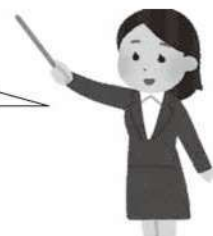
次の①又は②のいずれかを選択（特別会員と認定配偶者は同じ事業）してください。対象事業の選択は加入時のみで、後日選択を変更することはできません。

加入時の拠出金は、現職会員、配偶者それぞれに必要です。夫婦で加入する場合は倍額となります。



(注)医療費給付事業のみを選択することはできません。

加入時の拠出金には、現職会員退会時の給付金を充てますので、「生きがい事業のみ」の加入の場合、ほとんどの方は持ち出しがありません。



※加入後に所属する特別会員支部（居住地域の支部）によっては、年会費がかかる支部があります。

拠出金について

特別会員の事業は、相互扶助の精神に基づいて運営されています。加入時にご負担いただく拠出金は、その全額を各事業の運営に使わせていただきます。

なお、何らかの事情によって退会する場合であっても、拠出金は返還することはできません。

4 加入手続

「特別会員（配偶者）加入等申込書セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（充当用）」（別記様式1）を提出してください。

なお、退職時に扶養認定を受けていない配偶者の加入は、会員との関係が確認出来る交付から3か月以内の戸籍謄本又は住民票（続柄の記載があるもの）を添付してください。

申込書受付開始：本日から（退職日前に提出されても結構です。）

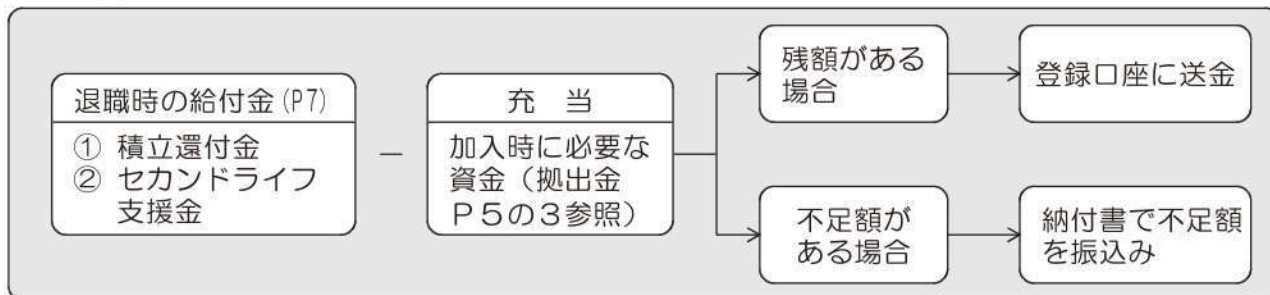
申込書提出期限：退職日から2か月以内

※ 再任用職員となられる場合も現職会員退会時のみの加入となります。

5 納入の方法

セカンドライフ支援金・積立還付金（P7参照）を拠出金へ充当処理します。

充当処理後又は不足額払込確認後、領収書と「特別会員証」及び「認定配偶者証」をお送りします。



6 事務処理の流れ

3月31日付け退職の方が4月上旬までに加入等申込書を提出した場合、特別会員証発行までの流れは次のようになります。

① 4月上旬 加入等申込書を受理

↓

② 4月下旬 充当処理を行い、セカンドライフ支援金・積立還付金を会員及び配偶者の拠出金に充当します。

↓

③ 5月上旬 充当処理の結果を通知し、残額が生じた場合は登録口座に送金します。不足額が生じた場合は納付書を送付しますのでお振り込みください。

↓

④ 5月中旬～ 納入確認後、順次特別会員証、特別会員事業の手引き及び諸様式をお送りします。

◆ 4月中旬以降に加入等申込書を提出された場合は、②～④のサイクルが1か月ずつ後になります。給与負担区分が市町村費負担の方については、処理が1～2か月遅れる場合があります。

Ⅲ 特別会員にならない方

1 提出書類

「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）」（別記様式14）を提出してください。

2 請求書の締切と送金について

毎月10日（土・日・休日の場合は前営業日）までに受付けたものを、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定された口座に送金します。（送金については、送金日の数日前に決定通知書でお知らせします。）

例えば、令和8年3月31日付け退職の方の請求を4月10日（金）までに受付けた場合、5月11日（月）に送金します。

◆ 給与負担区分が市町村費負担の方については、送金が1～2か月遅れる場合があります。

Ⅳ 退職時の手続き

退職時40歳以上の現職会員の方は、

『退職時の給付金を加入時の拠出金に充当し特別会員になる』

『特別会員に加入せずに退職時の給付金を全額受け取る』

いずれかの手続きが必要です。

再任用職員になる方も退職日で現職会員は退会となりますので、手続きが必要です。

退職時に支給される給付金		
給付金名	積立還付金	セカンドライフ支援金（旧退会慰労金）
対象者	全会員	40歳以上の会員 ただし、次の方は対象になりません。 ①在会年数が5年未満の方 ②一度給付を受けた方
給付額	納入した会費総額の100分の30相当額 （平成10年3月までは100分の40）	8万円

上記給付金を加入時
拠出金に充当します。

特別会員に加入する

特別会員に加入しない

提出書類

「特別会員（配偶者）加入等申込書 セカンドライフ
支援金・積立還付金請求書（充当用）」※1 ※2

提出書類

「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書
（本人送金用）」※2

いずれかを選択（申込書に記載）

【①医療費給付事業と
生きがい事業】

加入時拠出金
1人につき 32万円

【②生きがい事業のみ】

加入時拠出金
1人につき 8万円

充当後の残額をご指定の口座に送金します。不足の場合は、
納付書を送付しますので、お振り込みください。

ご指定の口座に送金します。

※1 選択した事業を変更することはできません。退職時の配偶者が加入する場合は、会員と同時に加入で、選択する事業は会員と同じ事業です。扶養認定を受けていない配偶者は、会員との関係が確認出来る交付から3か月以内の戸籍謄本又は住民票（続柄の記載があるもの）を添付してください。

※2 どちらの提出書類も、すぐに提出いただいても結構です。提出期限は退職日から2か月以内です。

よくあるご質問

Q 1 退職後に暫定再任用として働く予定ですが、現職会員として継続できますか？
A 1 退職により現職会員は退会となりますので、暫定再任用職員になられたときも①又は②の手続きが必要です。 ①特別会員に加入する方は、「特別会員加入等申込書 セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（充当用）」（以下「加入等申込書」といいます。）を提出してください。 ②特別会員に加入しない方は、「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）」を提出してください。 ※提出が遅れますと、特別会員に加入ができなくなる場合や加入しない場合でも給付金の受け取りが遅れることとなりますのでお忘れのないようお願いいたします。
Q 2 退職後に私立学校又は民間の会社に再就職する予定ですが、特別会員に加入できますか？
A 2 再就職先に関係なく、特別会員に加入することができます。
Q 3 医療費給付事業のみ加入して、生きがい事業をはずせますか？
A 3 <u>医療費給付事業のみの加入はできません</u> 。医療費の給付を希望する方は「医療費給付事業と生きがい事業」のセットでの加入となります。
Q 4 会員は「生きがい事業のみ」、配偶者は「医療費給付事業と生きがい事業」、それぞれ別々の事業を選択することはできますか？ また、加入後に事業選択を変更できますか？
A 4 会員と配偶者は同じ事業となり別々に選択することはできません。 また、加入後に事業の選択を変更することはできません。
Q 5 退職時に配偶者は扶養認定を受けていませんが、配偶者も加入できますか？
A 5 配偶者につきましては、年齢や被扶養者かどうかは問いませんので加入できます。 ただし、配偶者自身が本会の現職会員や特別会員である場合は加入できません。 なお、扶養認定を受けていない配偶者が加入を希望する場合は、会員との関係が確認できる交付から3か月以内の戸籍謄本又は住民票（続柄の記載のあるもの）を加入等申込書に添付してください。
Q 6 特別会員に加入しますが、「加入等申込書」のほかに「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）」を出さないと給付金を受け取ることができませんか？
A 6 「加入等申込書」を提出していただくことで、セカンドライフ支援金、積立還付金から加入に必要な費用（拠出金）に充当されますので、「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）」の提出は不要です。
Q 7 特別会員の加入に必要な費用（拠出金）は、特別会員退会後に返金されますか？ また、加入後にも年会費等がかかりますか？
A 7 加入時にご負担いただく拠出金は、その全額を各事業の運営に使わせていただきますので、何らかの事情によって退会する場合であっても、拠出金は返金されません。 加入時のみ拠出金（8万円又は32万円）をご負担いただきますが、加入後に所属する特別会員支部（居住地域の支部）によっては年会費（千円程度）がかかる支部があります。 支部活動への参加を希望しない場合はお申し出ください。

**Q 8 特別会員に加入した後の手続きはどうなりますか？
入金、又は支払いはいつ頃になりますか？**

A 8 4月上旬までに加入等申込書を受付した場合、5月上旬に会員へ通知し積立還付金やセカンドライフ支援金を拠出金に充当した結果、残額が生じた場合は登録口座に送金し、不足額が生じた場合は納付書を送付します。4月中旬以降に加入等申込書を提出された場合は、このサイクルが1か月ずつ後になります。

例1) Aさん58歳、現職会員として5年以上在会、積立還付金40万円、セカンドライフ支援金8万円該当

「生きがい事業のみ」に1人で加入する場合、必要な費用（拠出金）8万円

加入等申込書を3月末日に本会で受付した場合、5月上旬に文書でお知らせし、5月10日（土・日・休日の場合は翌日）に登録口座へ送金します。

特別会員証は、5月10日以降に送付します。

（内訳）積立還付金とセカンドライフ支援金の合計額48万円から生きがい事業拠出金1人分8万円を差引いた残金40万円を登録口座に送金（48万円－8万円＝40万円）

例2) Bさん61歳、現職会員として5年以上在会、積立還付金45万円、セカンドライフ支援金8万円該当

「医療費給付事業と生きがい事業」に夫婦で加入する場合、必要な費用（拠出金）

32万円×2名＝64万円

加入等申込書を4月中旬に本会で受付した場合、6月上旬に文書（納付書）でお知らせしますので記載の期限までに不足額11万円を振込んでください。特別会員証は、不足額の入金確認後に送付します。

（内訳）積立還付金とセカンドライフ支援金の合計額53万円から医療費給付事業拠出金と生きがい事業拠出金2名分64万円を差引いた不足額11万円を本会へ振込む（53万円－64万円＝－11万円）

Q 9 「医療費給付事業と生きがい事業」に加入した場合、暫定再任用フルタイム職員（共済組合員）、又は民間に再就職しても医療費給付金は受けられますか？

A 9 暫定再任用、再就職先に関係なく、医療費給付金を受けられます。

Q 10 医療費は、自動払いですか？

A 10 医療費は自動払いではありませんので、「医療費給付金請求書」を作成し、医療機関発行の領収書（コピー可）を添付のうえ、ご請求ください。

Q 11 人間ドックは医療費給付金の対象になりますか？

A 11 医療費給付金は健康保険制度によって定められた保険診療の自己負担額が対象となります。人間ドックや健康診断は保険外のため、給付金の対象になりません。

Q 12 「生きがい事業のみ」に加入した場合、家族（子供）も指定宿泊施設利用補助券は使用できますか？

A 12 特別会員に加入した会員と配偶者の方のみとなりますので、お子様は指定宿泊施設利用補助券を使用することはできません。なお、配偶者が加入する場合は、加入等申込書の「配偶者の事業参加を希望する」を選択してください。

加入に必要な費用（拠出金）8万円×2名分＝16万円が必要となります。

Q 13 現職会員の団体保険事業は、特別会員に加入すると継続できますか？

A 13 特別会員(お一人のみの生きがい事業)に加入することで、
「団体保険マイプラン21等」に加入されている方は、一部の保障を除き継続することができます。
「団体傷害保険」は「退職者団体傷害保険」として、継続または加入することができます。
「団体扱自動車保険」は「退職者団体扱自動車保険」として、年一括払または長期年払により現職時と同様の割引を受けることができます。
各保険の継続または加入には、手続きが必要となります。
なお、生命保険及び損害保険(自動車保険を除く)の団体扱は、退職後は個人扱となりますので継続できません。

Q 14 特別会員に加入し団体扱自動車保険を継続しますが、取扱代理店から特別会員番号の確認がありました。いつ頃わかりますか？

A 14 4月上旬までに加入等申込書を本会で受付した場合、5月上旬には特別会員番号が確定します。早い方で5月10日以降に特別会員証をお送りしますので、特別会員番号を確認することができます。特別会員番号が通知されるまでの間は、現職会員時の会員番号をお伝えください。

V その他

1 貸付金及び保険の取扱いについて

詳細につきましては、10月発行の道教互ファミリーをご覧ください。

2 団体扱自動車保険にご加入されている方へ

特別会員に加入される場合、ご契約中の取扱代理店へ特別会員番号のお申し出が必要です。

3月31日付け退職の方が4月上旬までに加入申込書を提出された場合には、5月上旬に特別会員番号をお知らせします。特別会員番号が通知されるまでの間は、現職会員時の会員番号をお伝えください。

3 提出書類の確認

提出する書類に✓をしてください。必ずどちらか一方の書類の提出が必要です。

両方は提出しないでください。

提出前にコピーしておくことをおすすめします。

特別会員に加入する場合

「特別会員（配偶者）加入等申込書 セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（充当用）」

（※ホームページの各種様式集→特別会員の様式からダウンロードもできます。）

特別会員に加入しない場合

「セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）」

（※ホームページの各種様式集→給付関係からダウンロードもできます。）

提出年月日 令和 年 月 日

※どちらの提出書類も、退職日前でも受付しています。

一般財団法人 北海道公立学校教職員互助会

〒060-8560 札幌市中央区北1条西6丁目2番地 損保ジャパン札幌ビル5階

TEL (011) 211-6071 (特別会員グループ直通)

(011) 271-5225 (代表)

FAX (011) 271-6990

ホームページアドレス

<https://www.hkkg.or.jp>

